

くろまぐろ型TACに関する山形県計画（試行）
（第3管理期間・変更）

平成 29 年 8 月 30 日 公表

第1 太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 本県において太平洋くろまぐろは、はえ縄漁業、一本釣り漁業、定置網漁業により、日本海で漁獲され、本県にとっては貴重な夏場の高級魚として重要な資源となっている。
- 2 このため、同資源の保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図るために、国の基本計画により決定された漁獲可能量の本県の数量について本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。
- 3 漁獲可能量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実行措置を講ずるため、同資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。
- 4 また、漁獲可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、太平洋くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、本県水産試験場を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- 5 太平洋くろまぐろの適切な保存及び管理を図るため、漁業者間の自主的取り決めに後押しし、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

第2 太平洋くろまぐろの漁獲可能量について山形県に定められた数量に関する事項

太平洋くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚 (以下「小型魚」という。)	8.762 トン
太平洋くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚 (以下「大型魚」という。)	国の基本計画第5の1の(2)に定めるように、我が国全体の漁獲量が5,132 トンを超えないよう管理する。

小型魚の割当数量について、第3で定めるところにより、割当数量が変化するのにあわせて、本県別の数量も変化するものとする。

また、小型魚について、全国において3,423.5 トンの数量を超えたときには、本県に定める小型魚の数量が消化されていなくとも、又は定置網漁業の共同管理数量が消化されていなくとも、その時点における本県における採捕の実績をもって、本県の小型魚の数量と

する。

第3管理期間に係るくろまぐろ型のTACに関する基本計画（試行）（以下「基本計画（試行）」という。）第3により、我が国の漁獲上限から差し引く必要がある場合には漁獲可能量の改定を行うこととされている。このため、基本計画（試行）の第5のくろまぐろの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項が改定された場合には、本県計画の第2の本県に定められた数量を改定するものとする。

第3 太平洋くろまぐろの知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

小型魚について採捕の種類別に定める数量は次のとおりである。

本県の定置網漁業の数量	0.162 トン
本県の漁船漁業等の数量	8.6 トン

本県の数量のうち、定置網漁業に割り当てる数量については、本県とともに北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、佐賀県、長崎県及び鹿児島県が定置網の共同管理を行うこととするが、これらの道府県における定置網漁業での漁獲量の積み上げにより、定置網の共同管理に参加する道府県の定置網漁業の割当数量の合計値 580.54 トンを超えるおそれが著しく大きいと認めるとき（構成道府県の定置網漁業の割当数量の合計値の9割を超えた時点をいう。）には、本県が定置網漁業の割当数量を消化していない場合であっても、その時点における本県の漁獲実績をもって、本県の定置網漁業の割当数量とする。

第4 太平洋くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

本県では、第2及び第3に示した知事管理数量を遵守するため、以下の管理措置を講ずるものとする。

1 定置網漁業

(1) 通常時

- ・毎週土曜日は網起こしをしない。
- ・4キログラム未満の生きている個体の放流に取り組む。

(2) 第3に示した定置網漁業の数量の7割到達時

- ・毎週土曜日は網起こしをしない。
- ・10キログラム未満の生きている個体の放流に取り組む。

(3) 第3に示した定置網漁業の数量の8割到達時

- ・毎週土曜日は網起こしをしない。

- ・小型魚の大量入網があった以降、可能な範囲で箱網開放等（休漁相当）に取り組む。
- ・生きている小型魚の放流に取り組む。

(4) クロマグロの入網が確認された場合には、(1) から (3) の取組みについて履行状況を記録し報告するものとする。

2 はえ縄漁業、一本釣り漁業（定置網以外の漁業）

(1) 通常時

- ・休漁日を設定する。
- ・4キログラム未満の生きている個体の放流に取り組む。

(2) 第3に示した漁船漁業等の数量の7割到達時

- ・休漁日を設定する。
- ・10キログラム未満の生きている個体の放流に取り組む。

(3) 第3に示した漁船漁業等の数量の8割到達時

- ・休漁日を設定する。
- ・可能な範囲で操業隻数や投縄数の抑制に取り組む。
- ・生きている小型魚を放流する。

(4) 第3に示した漁船漁業等の数量の9割到達時

- ・すべてのクロマグロを対象とした操業を自粛する。

(5) (1) から (4) の取組状況について、クロマグロの漁獲があった漁業者ごとの記録を求め、履行を確認する。

3 漁獲量の報告は、沿岸くろまぐろ漁業（広域漁業調整委員会指示による承認制）、定置網漁業、その他の漁業（混獲等）別に管下の漁業協同組合分（漁業協同組合に所属していない漁業者については直接報告を求めるなど別途個別対応）の漁獲量報告を取りまとめ、小型魚・大型魚ともに一般社団法人漁業情報サービスセンターに報告する。

報告頻度は、月末締め翌月末までの報告を基本とし、漁獲状況に応じて報告頻度をあげていくこと（概数報告）とする。なお、漁獲が積み上がった場合の頻度は第5に定める報告体制により行うこととする。

4 第2及び第3に示した知事管理数量の消化状況に応じ、定置網の共同管理では7割で「注意報」、8割で「警報」を発出し、超過の際は可能な限りの漁獲抑制措置の実施を要請する。また、はえ縄漁業、一本釣り漁業（定置網以外の漁業）では7割で「注意報」、8割で「警報」を発出し、9割に達した際は操業自粛を要請するとともに、管下漁業者団体及び漁業関係者への周知及び指導方を行うものとする。

5 水産庁は定置網の共同管理に参加する都道府県のそれぞれの割当数量の合計数量が、7

割に達した段階で「注意報」、8割に達した段階で「警報」、9割に達した際には可能な限りの漁獲抑制措置の実施要請を各都道府県に対して発出することとし、各都道府県は、管下漁業者団体及び漁業関係者への周知及び指導方を行うものとする。

- 6 遊漁者及び遊漁船業者（以下「遊漁者等」と言う）に対して、以下の取組みを行う。
 - (1) 漁業者の取組について遊漁者等に周知を図る。
 - (2) 漁業者に対して警報等を発出した場合には、遊漁者等に速やかに情報提供を行い、漁業者の取組みに歩調を合わせた対応を要請する。
 - (3) 漁業者に対して操業自粛要請を発出した場合には、遊漁者等に対しても操業自粛要請を発出する。

第5 その他太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

第2及び第3に示した知事管理数量、定置網の共同管理に参加する道府県のそれぞれの割当数量の合計数量について、次のとおりの頻度・体制で報告を求め、漁獲状況を把握することとする。

- 1 漁協は県に対し、定置網漁業、定置網漁業以外の漁業（はえなわ漁業、一本釣り漁業）のいずれにおいても、数量の積み上がりに関わらず年間を通じてくろまぐろの水揚げがあった日毎の水揚げ量を報告することとする。
- 2 上記1に基づく報告結果は、適宜、集計値を漁協等県内関係者へフィードバックするとともに、水産庁に通知する。